

大崎市病院事業院内ポスター等広告掲示取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大崎市病院事業広告掲載要綱（平成22年1月4日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、大崎市病院事業が管理する病院の財産のうち院内ポスター等広告掲示に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 病院の財産に掲示できる広告は、デジタルポスターとし広告の範囲は要綱第3条に定めるところによるものとする。

(広告の掲示位置及び枠数)

第3条 広告の掲示位置及び枠数は、病院が指定するものとする。

(広告の募集方法)

第4条 広告の募集は病院WEBページ、院内広報、CVTV等により行うものとする。

2 病院財産への院内ポスター等広告掲示を希望する場合は、大崎市病院事業院内ポスター等広告掲示申込書（様式第1号）に定める書類により申込みするものとする。

(広告掲示の決定等)

第5条 管理者は、申込書を受け付けたときは、広告案の内容を審査し掲示の可否を決定の上、大崎市病院事業院内ポスター等広告掲示決定通知（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(広告の掲示期間)

第6条 広告を掲示する期間は、原則として6か月以上36か月までとし、再度申請する場合は（様式第1号）により再申請するものとする。

2 広告掲示の開始日は月の初日とし、終了日は月の末日

とする。ただし、広告掲示開始日及び終了日が土曜日若しくは日曜日、国民の祝日に関する法律

(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に基づく休日又は12月29日から翌年1月3日までに当たる場合はその翌日とする。

(広告掲示料)

第7条 広告掲示料は、1枠につき月額5,000円（税抜き）とする。ただし、次に掲げる場合には、当該各号に定める割合で、広告掲示料を減額することができる。

- (1) 24か月分以上36か月未満を一括して申込する場合 20%
- (2) 36か月を一括して申込する場合 40%
- (3) 前各号に掲げるもののほか管理者が別に定めた場合 管理者が定める割合

2 広告掲示料の支払いは、前納するものとする。ただし、事業年度を超える申込みを行っている場合は、年度分ごとの分割納付とする。

3 納付された広告掲示料は、還付しない。

(広告の掲示規格)

第8条 デジタルポスターの掲示規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦1020mm×横580mm程度までとする。（画面サイズ46インチ程度）
- (2) 広告形式 デジタルサイネージ（電子看板）
- (3) 設置場所 大崎市民病院内で掲示スペースとして適當と認めることができる場所
- (4) デザイン及び色彩 病院のイメージを損なわないものであること
- (5) 放映時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分とする。ただし、祝日法に基づく休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (6) 放映方法 動画、静止画、テロップ等を表示できるデジタルポスターであり、無音とすること。
- (7) 電気料金 使用機器に必要な電気代は申込者の負担とし、その単価は病院と協議すること。
- (8) 掲示費用 使用機器、掲示板、設置、維持管理、保守、撤去及び原状回復に係る費用は、

すべて申込者の自己責任で行うものとします。

(広告内容の変更)

第9条 広告の内容及びデザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告内容の変更を求めるものとする。

(広告掲示の取り消し等)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲示を取り消し、又は広告の掲示を一時停止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲示料の納付がないとき、又は納付する見込みがないとき。
- (2) 指定する期日まで広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主からの掲示取り下げの申し出があったとき。
- (4) 広告の内容及びデザイン等が変更され、広告記載の基準に反している場合又はそのおそれがあるとき。
- (5) 全各号に規定するもののほか、院内ポスター等掲示広告掲示が適当でないと判断したとき。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は広告主が負うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、院内ポスター等広告掲示について必要な事項は病院事業管理者が定める。

附 則

この要領は、平成22年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。